

# 特別支援教育での実践に関する 情報交換会

## 情報提供資料



一般社団法人 日本作業療法士協会  
制度対策部 障害保健福祉対策委員会

# 1. 情報交換会の目的

協会では第二次作業療法5カ年戦略において、特別支援教育等への作業療法士の参画推進を重点項目として挙げている。

これまで制度対策部では、各種調査を行い、各地域の実践の情報収集と整理を行ってきた、報告書等で情報発信も行って来た。

今後、より積極的に、全国各地で学校教育領域に参画すべく作業療法士の役割を提案し配置を促進する必要があると考えた。

学校作業療法士モデル（仮称）の構想を策定した。

この情報交換会では次のことを目的としている。

- これまでの調査等で得られたことに関する情報提供
- （仮）学校作業療法士モデルに関する情報提供
- 各士会の実践例についての情報提供
- 各地域における特別支援教育への参画実態についての情報交換

## 地域生活移行・地域生活継続支援（「第二次作業療法5カ年戦略」重点事項）

	<b>地域包括ケアにおける作業療法の役割強化</b>	
保健・医療・介護	<b>地域包括ケアシステムにおける作業療法に関すること</b>	
	2025地域包括ケアシステムにおける作業療法の役割を明示(28)	
	生活行為向上マネジメントの学術的位置づけ確立と普及	
	作業療法ガイドラインに生活行為向上マネジメントを位置づけ(1)	
	生活行為向上マネジメントの作業療法の位置づけを公開(11)	
生活行為向上マネジメントの予防事業への応用を提示・普及(41)		
地域包括支援センターの5割以上に作業療法士を配置(29)		
地域生活支援に関わるマニュアルの発行(10)		
<b>認知症への取り組みに関すること</b>		
認知症初期集中支援チームへの作業療法士の参画を促進(31)		
認知症初期集中支援チームにかかる研修会を重点的に実施(25)		
認知症DVDの企画・製作(59)		
	<b>保健・教育・障害福祉領域における地域生活移行・地域生活継続支援</b>	
保健・医療・障害福祉	<b>特別支援教育に関すること</b>	
	学校教育に参画すべく、作業療法士の役割を提案、配置を促進(44)	
	教育関連の法令にかかる領域の作業療法士活用に関して提言・要望(45)	
	教育領域における作業療法士養成研修を企画運営(46)	
	<b>障害福祉領域等における地域生活支援、特に就労支援に関すること</b>	
精神科多職種チーム(精神科アウトリーチチーム)研修会を重点的に実施(26)		
作業療法士による就労支援実績と支援モデルを提示、関連団体と学術交流(36)		
障害者の復職支援・就労支援における作業療法士の役割を明示(37)		

## 2. 学校作業療法士モデルについての情報提供

### ① モデル作成の背景

これまでの各種調査、報告によって、各地域において作業療法士が様々な方法で特別支援教育に参画してきている実態が明らかになっている。これらを参考にしつつ、全国各地の実情に応じて、今後より参画を推進するために、目指す方向性としての参画モデルを当協会として提案する。この参画モデルを提案する位置付けは、以下の通りである。

教育行政においては、文部科学省から方向性が示され、各自治体で具体的な施策を策定し実施されている。そのため、全国各地で取り組み方に異なりがある。

作業療法士の参画実態についても同様であり、全国で統一して一つの参画方法を推進していくことは難しいと言える。したがって、ここで示す参画モデルは、今後各地域の実情に応じた取り組みを推進するためにそれぞれの地域が目指すスタイルの一つとして提示するものである。

### ② 各種モデルの紹介

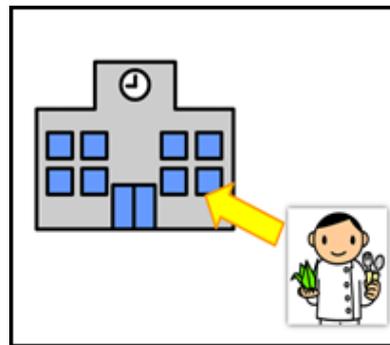
#### 1) 外部人材モデル

文部科学省実施の特別支援学校センター的機能強化モデル事業や、巡回相談、教育委員会が設けた施策などで多くみられる方法である。作業療法士は自分の所属施設に在籍したまま派遣される形か、作業療法士が学校と非常勤契約を結ぶ場合である。

回数・頻度・時間については、予算規模によりさまざまである。

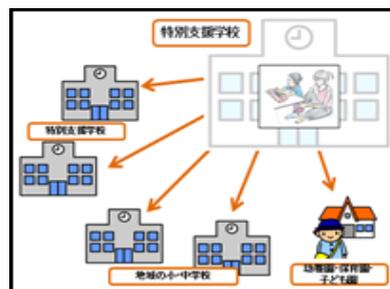
勤務する作業療法士は、非常勤契約であるなど予算規模により左右されるので、中長期的な戦略を持つことが難しくなり、身分保障としては十分とは言えない。

一方で、予算規模であるなど、特別支援教育の理解度や実践度など、その地域の実情に合わせて開始することができるという点は、大きなメリットである。試行的に始める場合に適していると言える。



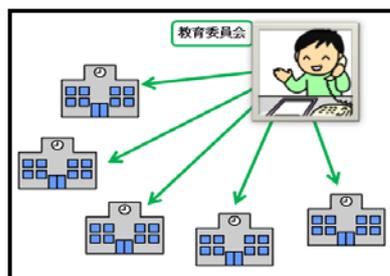
#### 2) エリア配置モデル

- ・ エリアの中核になる特別支援学校に配置
- ・ 在籍校の校内支援と、そのエリアの特別支援学校・地域校・幼児教育施設への校外支援も実施



#### 3) 教育委員会採用モデル

- ・ 教育委員会で採用
- ・ 複数の学校を担当
- 就学相談その他の行政にも関与



#### 4) 自立活動専任教諭モデル

- ・ 特別支援学校に配置
- ・ 主に、自立活動の専任教諭として業務にあたる
- ・ 特別支援学校教員資格認定試験制度の活用

※現行の特別支援学校自立活動教諭同様の業務（肢体不自由教育）



### ③ 学校を理解して支援ができる作業療法士（仮称：学校作業療法士モデル）

OT 協会としては、上記の様々な実態やモデルを参考にして、今後目指す方向性として、エリア配置モデルを参考にした、学校作業療法士モデルを提案する。先にも示したが、完成したものではなく、今後発展しうるものである。

教育行政は、文部科学省から方向性が示され、各自治体で具体的な施策を策定し実施されている。そのため、全国各地で取り組み方に異なりがある。作業療法士の参画実態についても同様に、各地の取り組みが異なっている実情がある。そのため、全国で統一して一つの参画方法を推進していくことは難しいと言える。

ここで示す参画モデルは、統一して進めるというよりも、各地域の実情に応じて進めていけると良いと考えている。

- 1) 継続的・安定的な雇用：確実な職域開拓とすべく、常勤としての雇用が実現することを挙げた。安定した身分保障は、継続的な人材の供給とともに、人材育成のためにも必要なことと考えている。
- 2) 障害種別や学校種別に縛られない関与の実現：ある一部の障害種別や状態像に限定された関りではなく、広く、多くの子どもたちを対象に関わることが可能となる方策を考えた。つまり、特別支援学校に通う子どもだけでなく、より多くの子どもたちが通う特別支援学級や通常学級をも視野に入れた活動ができることを考えた。
- 3) 教員による学校教育の充実に向けた関与：現在の日本においては、学校教育活動は教員免許を有する者のみが行うことができる。医療では医療職のみが行うことができる行為として、『医療行為』という言葉が定着している。同様に、学校教育活動は、教員だけが行うことができる、『学校教育行為』として位置づけることができ、教員以外のどんな資格であっても行うことはできない。

### 3. 協会での取り組みについて～学校作業療法士推進プロジェクト～

- ①各都道府県士会に、学校作業療法士に関する窓口を置く
- ②今回の情報交換会の情報をまとめて、整理して、各都道府県士会にフィードバックする
- ③今後特別支援教育に関する情報について、定期的に協会から発信していく
- ④各都道府県士会の活動状況について、プロジェクトチームで集約する

### 4. OT 協会制度対策部障害保健福祉対策委員会でのこれまでの調査

これまで OT 協会制度対策部障害保健福祉対策委員会では、特別支援教育における作業療法士の関わりについて、いくつかの調査を実施してきた。調査結果、報告書は以下に示す。

- ・ 特別支援教育と作業療法士の関わりについての現状報告（H19年12月）作業療法 26巻6号(2007)  
以下協会 HP 会員向け情報特別支援教育障害保健福祉対策委員会  
<http://www.jaot.or.jp/otsystem/fukushi.html>
- ・ 特別支援教育への作業療法士参画モデル案に関する報告～文部科学省が示す～文部科学省が示す  
発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業に沿って～（H23年3月）
- ・ 平成25年度特別支援教育における作業療法士の参画推進のための調査報告～ヒアリング調査結果  
～（H26年3月）
- ・ 「特別支援学校のセンター的機能充実事業における外部人材の配置・活用に関する調査」（一次調  
査）結果報告書（H27年10月）
- ・ 「特別支援学校のセンター的機能充実事業における作業療法士の調査（二次調査）」結果報告書（H27  
年10月）

### 5. 2県士会の情報提供

これらの調査から、特別支援教育への OT の関わりについては、地域性による違いがかなりあることを把握してきた。そこで、協会では特別支援教育における作業療法士のさらなる活動の展開方法を検討するため、県士会レベルで特別支援教育での活動を展開している地域を調査結果から抽出し、ヒアリング調査を実施した。調査対象は2つの県士会であった。この2つの県においては、共通する3つの特徴が見られ、他県において今後取り組みを進める上で参考になると考えられるので、一部をここで紹介する。

#### 【注目すべきポイント】

- ① 県士会による組織化がなされ、取り組みをバックアップする体制が構築されている。
  - ② 発達領域以外の、他領域の作業療法士が参画している。
  - ③ マニュアルや報告書等の書式が整備されている。
- 1) 特別支援学校センター的機能充実事業（文科省モデル事業 H25-27）に関わるようになったきっかけ

両県とも県教育委員会との連携が過去からとられており、その流れで依頼がきた。両県とも、県教育委員会から3士会（OT、PT、ST）へ依頼があり、3士会同時に本事業をスタートさせていた。

## 2) 県士会としての取り組み体制について

両県とも、モデル事業を県士会の取り組みとして位置づけ、県士会の中に専門の部署を置き、人材育成、人材確保、様々な情報集約等を行っている。

A県では、県内各ブロック（西部、北部、中部、東部）にブロック長を置き、地域の特別支援コーディネーターと連絡を密に調整しOTを派遣し対応。

B県では、「広域にOT、PT、STを効果的に派遣したい」「地域のことは各地域のOTで、地域の実情に合わせて包括的に支援していくことが必要」といった理念のもとに、他県士会（PT・ST）と連携・協力を図っている。一方、地域ごとに種々の取り組みが異なっているため、県士会がその実態を把握できていない現状もある。

## 3) 人材確保・管理について

A県では、事業内容の説明や周知徹底のための文書の送付、紙面、ホームページにて通知、自主登録制となっている。他の県士会各部に所属している会員も多い。登録上は計62名、実稼働率は80～90%程度。

B県では県教育委員会からの協力要請に対して、県士会が県内2地域で中核的に働くOTを推薦し対応していた。本事業に関わる地域のOT名簿を作成している。発達領域のOTを中心に精神・身体障害など領域種別を超えた多領域で構成されている。病院が少ない地域では専門学校や大学のOTが関与している。

## 4) 依頼の流れについて

A県では、ブロック内で支援の1ヶ月前から支援人員派遣のための調整を行う。1年に1回、教育委員会から登録会員向けおよび所属施設に向けて事業依頼文書が送付される。

A県の学校訪問までの流れ（図1）

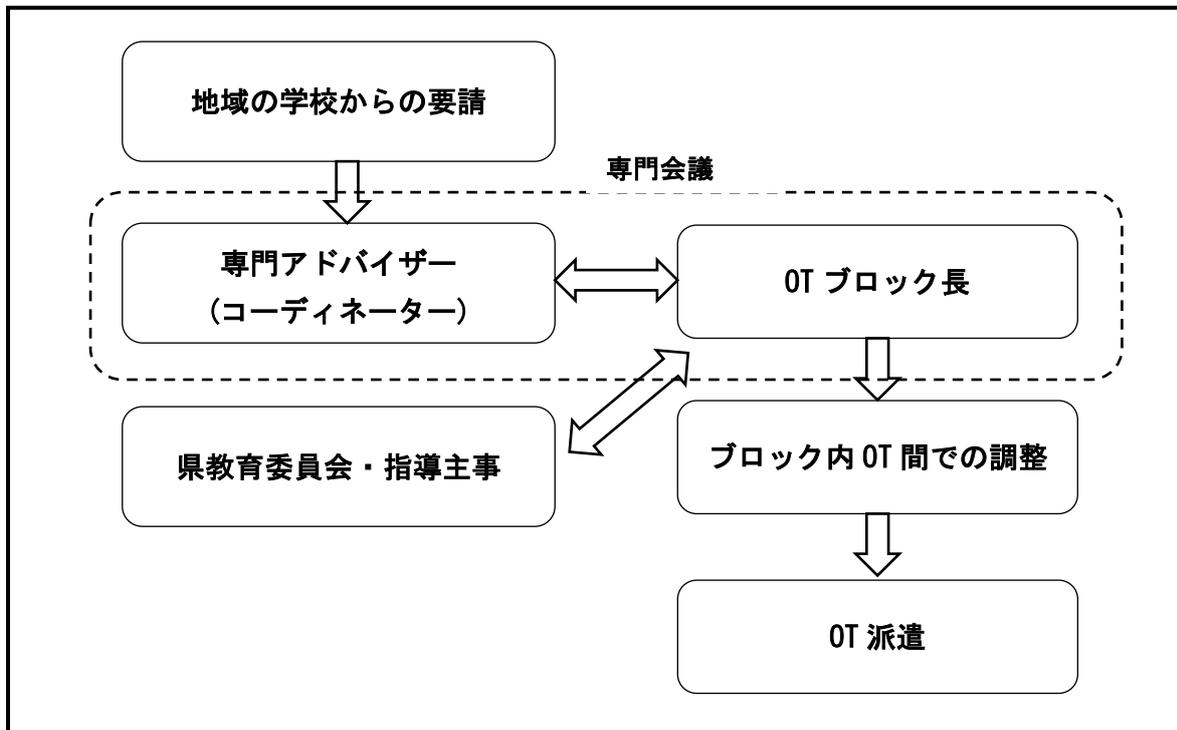


図 1. A 県の訪問までの流れ

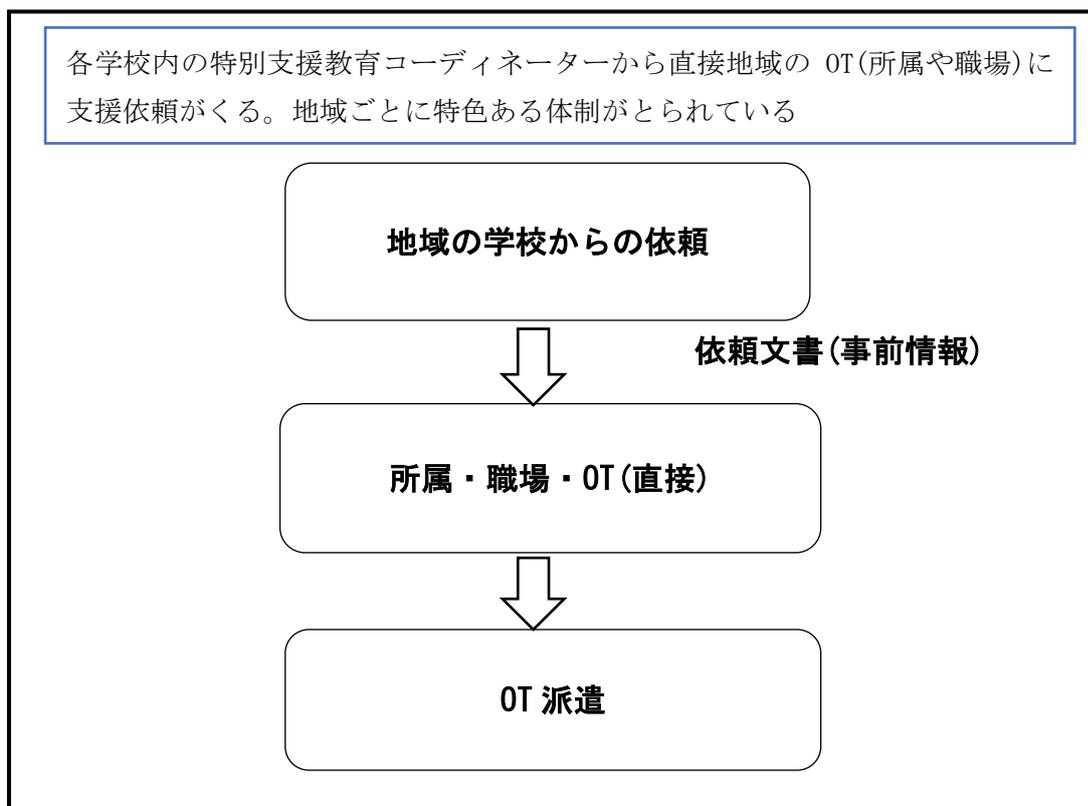


図 2. B 県の訪問までの流れ

## 5) 人材育成について

A 県では、モデル事業の立ち上げと同時に県士会が会員に働きかけ、特別支援教育に関する勉強会・事例報告・検討会を行っている。勉強会、県士会ホームページ、通知などを通じて周知している。発達領域の OT に限らず、他領域さらには他職種の士会とも連携し、幅広い参加が見られており多職種間とのネットワーク構築が期待されている。県士会教育部小児部門主催の勉強会も年に一度開催されている。様々な職種（PT、特別支援学校の教員等）が講師として招かれており、勉強会を通じて地区のブロック担当 OT と地区のコーディネーター（A 県ではアドバイザーという名称）が連携できる仕組みがある。県教育委員会との報告・連絡等を通じて研修会を実施している。研修のための対象児のビデオ撮影なども同意がある場合は可能である。関わる人を増やしていくための戦略として、派遣時に人材育成の目的および OT の質の向上を目的として、複数人数（基本的には二人一組、他分野同士・経験年数が異なる者同士など）での対応を実施している。その場合、明らかな OT 本人の研修的要素が強い場合を除いて、派遣人数分の謝礼を県教育委員会が支払うことになっている。

B 県では、現職者共通研修として 2 回以上の臨床報告の中で、発達障害領域の発表がなされている。そのほかには、各地域や各支部で勉強したい項目を独自に行っていることが多いため、一様ではない。連絡会議やケース検討を多職種間で行ったりしている特別支援学校もあるが、学校や地域ごとに様々であり、一様ではない。関わる人を増やしていくための戦略としては、本事業の初期は、県立リハビリテーションセンターによる派遣を中心に、地域の OT にまず一緒に参加してもらって体制づくりを行った。また、県立リハビリテーションセンターによる各地域病院の訪問同行や各地の保健センターで年に一度行われる相談事業において、モデル事業以前から地域の OT の積極的な参加がみられ、現場での観察視点や関わりのポイントを習得し既に下地が出来ていた地域もある。また、市町村の OT に繋げていく目的で月 1 回の勉強会（事例検討会）を 2 年位実施したこともある。

## 6) 予算・謝金について

A 県では、当事業に対して、県士会で予算化しサポートしている。平成 27 年度予算は 94,000 円（通信費、備品費、会議費、運営費等）となっている。事業については、国の予算だけでなく県の独自予算も組んでおり、専門職あわせて年間 150～160 件程実施している。謝金については個人に対して直接支払われる場合、一回の派遣につき 8,000 円～+交通費が一般的である。所属によっては勤務の一環として事業に参加する場合等もあり、その場合の報酬体系は異なる。

B 県では、予算は各学校に直接配分するスタイルをとっており、配分後は教育委員会も県士会も関与していない。そのため報酬は学校や所属によって大きく異なる。おおまかに一般病院・施設および公的機関に分類され、さらに業務内外、直接支払い、間接支払いなどに分けられる。所属や職場の業務外扱いで個人に対して直接支払われる場合、1 回 1 時間の派遣で 12,000 円（交通費込）、1 回 6 時間で 17,000 円+交通費などが挙げられた。業務の一環としている場合、所属を経由しており詳細が不明なところもある。一方で、業務の一環でも個人で報酬をもらっている（1 回 4 時間で 11,000 円）ところもあり、一様ではない。公的病院の例では、無報酬および病院に対しても報酬は無く、交通費程度である。一方で、個人に対して直接支払われる場合もある。報酬がある場合の例として、1 回の派遣につき 12,000 円（交通費込）が挙げられた。

## 6. 学校支援での対応方法マニュアル・報告書等フォーマット A 県の例

- ・学校支援での対応方法として、学校訪問時の基本的な姿勢、礼儀等の留意事項も含めた対応方法がマニュアル化されている（資料 1：特別支援校機能強化事業専門職協力にあたっての留意事項）。
- ・特別支援校機能強化専門協力・実施要領（資料 2：特別支援校機能強化事業専門職協力・実施要項）を作成し、情報共有と質を高める目的で士会独自の報告書（資料 3）を作成・管理を行っている。また、報告書などの情報も各学校や施設によってスタイルが異なる。担当の先生によっても異なり、統一性が無い場合が多い。全て学校の先生が記載する学校もあれば、OT が記載に関与する学校もある。
- ・県士会員向けに、事業説明も行われ、資料が配布されている。（抜粋した資料：資料 4）。

## 7. 特別支援教育に関する資料一覧(協会・県士会関連)

【協会調査報告書】	
●特別支援教育と作業療法士の関わりについての現状報告（H19 年 12 月）	作業療法 26 巻 6 号(2007)
●特別支援教育への作業療法士参画モデル案に関する報告～文部科学省が示す～文部科学省が示す発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業に沿って～（H23 年 3 月）	協会 HP 会員向け情報 特別支援教育 障害保健福祉対策委員会 <a href="http://www.jaot.or.jp/otsystem/fukushi.html">http://www.jaot.or.jp/otsystem/fukushi.html</a>
●平成 25 年度特別支援教育における作業療法士の参画推進のための調査報告～ヒアリング調査結果～（H26 年 3 月）	
●「特別支援学校のセンター的機能充実事業における外部人材の配置・活用に関する調査」（一次調査）結果報告書（H27 年 10 月）	
●「特別支援学校のセンター的機能充実事業における作業療法士の調査（二次調査）」結果報告書（H27 年 10 月）	
【作業療法マニュアル】	
●作業療法マニュアル 40 特別支援教育の作業療法士一より良い実践のために	
●作業療法マニュアル 特別支援教育一学校を理解して支援をするために一（仮）	平成 30 年 3 月発刊予定
【各種資料】	

<p>●協会パンフレット「特別支援教育」における作業療法</p>		<p>協会 HP 広報活動 パンフレット・チラシ  <a href="http://www.jaot.or.jp/kankobutsu/pamphlet.html">http://www.jaot.or.jp/kankobutsu/pamphlet.html</a></p>
<p>●作業療法士 Q&amp;A          発達障害と診断された児童の入学、学校では何ができる？</p> 		<p>協会 HP 作業療法士 Q&amp;A の過去のアーカイブ  <a href="http://www.jaot.or.jp/ot_support/qa/qa_004.html">http://www.jaot.or.jp/ot_support/qa/qa_004.html</a></p>
<p><b>【作業療法推進活動パイロット助成事業】</b></p>		
<p>協会 HP 作業療法推進活動パイロット助成事業 <a href="http://www.jaot.or.jp/others/pilot.html">http://www.jaot.or.jp/others/pilot.html</a></p>		
<p>●平成 21 年度          京都府作業療法士会          「特別支援教育と作業療法の連携と実践の促進」</p> <p>広島県作業療法士会          「作業療法士による広島市・県立特別支援学校支援ハンドブックおよびリーフレットの作成」</p>		<p>京都  <a href="http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2010/09/h21pilot_kyoto.pdf">http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2010/09/h21pilot_kyoto.pdf</a></p> <p>広島  <a href="http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2010/09/h21pilot_hiroshima.pdf">http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2010/09/h21pilot_hiroshima.pdf</a></p>
<p>●平成 22 年度          京都府作業療法士会          「特別支援教育と作業療法の連携と実践を深める」</p>		<p><a href="http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2010/09/h22pilot_kyoto.pdf">http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2010/09/h22pilot_kyoto.pdf</a></p>
<p>●平成 23 年度          京都府作業療法士会          「特別支援教育と作業療法の連携と実践の検証とこれから」</p>		<p><a href="http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2010/09/h23pilot_kyoto.pdf">http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2010/09/h23pilot_kyoto.pdf</a></p>
<p>●平成 24 年度          京都府作業療法士会          「特別支援教育における作業療法評価用紙の開発～作業療法の効果を示すための一歩として～」</p>		<p><a href="http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2010/09/24pilot-kyoto.pdf">http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2010/09/24pilot-kyoto.pdf</a></p>
<p>●平成 25 年度          東京都作業療法士会          地域への作業療法士配置に向けた人材育成「特別支援学校への人材派遣モデル作成と他領域への応用」</p>		<p><a href="http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2014/08/pilot-tokyo.pdf">http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2014/08/pilot-tokyo.pdf</a></p>
<p><b>【県士会 HP ダウンロード可能な資料】</b></p>		
<p>●京都府作業療法士会 特別支援教育チーム          ①特別支援教育に生かす作業療法～クラスでの理解と支援～平</p>		<p>京都府作業療法士会 HP          ダウンロード資料</p>

<p>成 27 年度版～</p> <p>②OT チームへの相談（学校訪問の流れ・相談の一例）</p> <p>③特別支援教育に生かす作業療法—通常の学級における作業療法観察チェックリスト（小学校へ訪問する際の OT チェックリスト）</p> <p>④特別支援教育に生かす作業療法の知と技</p> <p>⑤特別支援教育と作業療法の協働の糸口を探る 教育現場における作業療法の有用性</p>	<p><a href="http://www.h3.dion.ne.jp/~k&lt;br/&gt;ot/download/download.html">http://www.h3.dion.ne.jp/~k ot/download/download.html</a></p>
<p>●大阪府作業療法士会</p> <p>①発達障害のある児童・生徒への学習および学校生活援助—作業療法士からの提案—</p> 	<p>大阪府作業療法士会 HP ダウンロードリンク パンフレット・マニュアル</p> <p><a href="http://osaka-&lt;br/&gt;ot.jp/link/download/">http://osaka- ot.jp/link/download/</a></p>

## 8. 各都道府県士会における「学校作業療法士モデル」に向けての 取り組みアイデア

各都道府県士会において「学校作業療法士モデル」の導入を含め、特別支援教育における連携をより具体的にすすめていくためには、以下のような取り組みや準備を行うと効果的であることが、これまでの県士会等の実績で示されているので紹介する。

### 1) 窓口の設置

- ・ 想定される役割：事業の立案・実施・集約、人材集め、質の向上のための戦略
- ・ 内容：都道府県士会内において、事業のとりまとめと、各課題を整理し、検討すべき部署。  
人材集め：名簿の把握、ニュースの発信、人材応募システム等の構築と実施。  
質の向上のための戦略：実践の集約、研修の立案・実施等。
- ・ 設置のための準備として  
現状の名簿の把握、都道府県士会における守備範囲の確認と整理（特別支援教育だけか、発達障害まで網羅するか、子ども全般を網羅するか等）、予算の検討等
- ・ 設置後の具体的役割
  - 事業の共有システムの構築と運用
  - 人材のマッチングの実施
  - 研修企画・運営
  - OT 協会との連携

### 2) 教育委員会との連携

- ・ 想定される役割：各地域における教育行政の取り組みを理解し、建設的な政策を検討・立案し、提言し、連携を深めていくための舵取り。実際に進めていく上では重要な役割。
- ・ 教員に対する研修会の講師を担っていくこともありえる。そういった依頼先であり、調整役も担う。

### 3) 作業療法士向けの研修

- ・ 目的：実施する研修としては、いくつか性格や目的の異なる研修を計画すると良い。次に例示する。
- ・ 特別支援教育に携わる際に行う研修：病院や施設で行う作業療法と学校作業療法士の役割の違い、学校作業療法士をすすめるまでのプロセスとして外部の専門家としての役割など、担うべき役割や行うこと、行ってはいけないこと等正しく共有しておく必要があるため、そのための研修。
- ・ 特別支援教育に携わった方の実践を振り返る研修：事例を持ち寄るなど、実際に起きたエピソードなどを相談できる場の設定。事例検討会。情報共有の場。
- ・ 作業療法士としての基礎的技術向上研修：広義の発達障害のための作業療法技術を向上するための研修会。従来から様々な企画されている研修会と同義。

- ・ 実際の支援の場での研修：先行して実践している作業療法士の場を見学する研修会。もしくは研修生が実践している場にスーパーバイズ役の作業療法士が訪問し、スーパーバイズを行う研修会。

※ 一都道府県士会単独での定期的な実施が困難な場合は、近県の士会でのブロックを組み、研修を持ち回りで行うことも考えられる。情報交換としてはメリットにもなる。

#### 4) 都道府県士学会等での企画

- ・ 目的：各地域の多くの作業療法士が集まり、多くの人注目する学会において、定期的な発信の場を持つことで、特別支援教育に携わっている人だけでなく、他の会員にも周知していく。
- ・ 年1回県士会（学会など）で、報告会・セミナー・シンポジウムなどの実施。

#### 5) 日本作業療法士協会との連携

##### ①双方向的連携の場の創設を企画・検討

- ・ 特別支援教育との連携については多くの情報やアイデアが、継続的に必要になることが考えられるため、作業療法士協会と各都道府県士会との間で双方向的な連絡・連携がスムーズにとれるための体制を整備することを検討中。その一環として、今回参加して下さっている担当者名簿一覧を作成する。47委員会においても特別支援教育に関する連絡窓口の集約を行いました。今後この情報交換会のネットワークとの役割分担を整理していきます。

##### ②研修会資料の提供

- ・ 重点課題で使用した研修会資料、読み原稿のデータでの提供
- ・ 特別支援教育マニュアルの発行

##### ③情報提供

- ・ 関係省庁や関連学会等から得られた情報の提供
- ・ 作成パンフレットやポンチ絵等のデータでの提供

2017年11月5日改訂